

釧路市の認知症地域支援推進員の活動 ～認知症ケアパスの作成など～

2016年10月3日

北海道釧路市 福祉部 介護高齢課

速水 陽

釧路市の概況（平成28年3月末現在）

- 人口 175,210人
- 65歳以上の人口 53,318人 高齢化率 30.4%
- 介護認定状況 10,778人 うち認知症自立度Ⅱ以上 6,620人（61.4%）
- 地域包括支援センター 釧路地区 5ヶ所（委託）
阿寒地区 1ヶ所（直営）
音別地区 1ヶ所（直営） 計7ヶ所 ※各センターに認知症地域支援推進員を1名配置
- グループホーム 36ヶ所
- 小規模多機能 14ヶ所
- 認知症対応通所介護 10ヶ所
- 認知症疾患医療センター 1ヶ所（H26年7月に指定）
- 物忘れ外来 3ヶ所
- 訪問診療（精神科） 2ヶ所
- 高齢者福祉サービス（主に認知症関連サービス）
 - 寝たきり高齢者等移送サービス
 - 配食サービス
 - 軽度生活援助事業
 - 単身高齢者声かけ運動事業
 - 単身高齢者等除雪等事業
 - ふれあい収集
 - 家族の方への支援
 - 家族介護教室
 - 家族介護者交流事業
 - 徘徊高齢者等早期発見システム事業
 - 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業
 - 認知症高齢者地域サポート事業



釧路市の特徴

- 北海道東部に位置し夏期平均気温が20℃で濃霧の日が多く、冬期は雪はあまり降らないが足元が凍る。
- 豊かな自然に恵まれ、釧路湿原や丹頂鶴、阿寒湖のマリモなど観光資源も多い。
- 市街の目ぬき通りは空洞化が進み、かつての商店街は空き店舗、空きビルになっている。
- 炭鉱の閉山、200海里漁業水域の設定による漁業の衰退、製紙工場の縮小などにより人口流出が続き、1980年代には227,000人余りだった人口も大きく減少している。

釧路市の認知症施策の動き

(認知症を含む高齢者全体の施策を含む)

	内 容
① 高齢者実態調査事業の実施	<p>平成22年より、基本チェックリストを活用し、認知症の方も含めた介護予防事業対象者等の把握、心身状況や緊急連絡先等の実態調査を行い、支援の必要な高齢者の把握、地域全体で見守り等の支援を行う体制の強化、地域包括支援センターの周知を進めることを目的に実施。</p> <p>※平成22年～25年で地区を一巡し、平成26、27年度からは、新たに65歳になられた方、75歳以上の方を中心に2巡目の調査を実施している。</p>
② 釧路市高齢者安心ネットワーク事業の推進	<p>平成25年7月より実施。高齢者が地域や社会から孤立せず安心して暮らしていけるよう、地域ぐるみで見守り、支え合うシステムで、認知症の方へのさりげない見守り、異変時の早期の気づきなどにもつながることを目指している。</p>
③ 「物忘れ受診連携シート」を作成	<p>平成26年2月に試作シート作成。各包括で試用、修正している。</p> <p>試用結果、平成28年4月に完成</p> <p>平成27年度内の認知症医療疾患センター主催「認知症疾患医療連携協議会」にて、医療機関での普及方法について検討</p> <p>医療機関への普及と同時に、釧路市介護支援専門員連絡協議会の協力や、包括単位でのケアマネ連絡会議での説明会開催等にて市内全域への普及を図る（H28年5月）</p>
④ 認知症ケアパス・社会資源リスト（暮らしに役立つ資源情報）の作成	<p>認知症の方の状態に合わせた支援の仕組みづくり。</p> <p>H28年度は概要版を作成。より日常生活に密着した社会資源リストを作成</p>
⑤ 認知症サポーター養成座 認知症サポータースキルアップ 講座の開催	<p>※これまで実施していた在宅介護支援センターの廃止に伴い、平成25年度より各地域包括支援センターが開催することとした。</p> <p>釧路地区7ヶ所 各年1回（サポーター養成・スキルアップ）</p>

釧路市の認知症施策の動き

(認知症を含む高齢者全体の施策を含む)

	内 容
<p>⑥在宅サービス等従事者を対象とした研修会の開催</p>	<p>年1回（今年度は平成29年2月に開催予定） 特にヘルパーは、本人と直接会い、状況を把握できる立場でもあり、認知症の知識をきちんと身につけていただくことで、早期把握、対応が可能になることを期待。 受講証カード（ポイントカード）の作成・活用 平成25年度「認知症地域支援推進員研修における効果的な人材育成のあり方に関する研究」報告書において活動事例（代表例）として紹介</p>
<p>⑦キャラバンメイト養成講座の開催（平成27年度）</p>	<p>地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」をつくる「認知症サポーター養成講座」の講師役「キャラバン・メイト」を養成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年11月30日（月） ・釧路市主催での開催は初めて ・地域密着型事業所の職員に絞って声かけ（他、市職員、包括職員、社協職員）51名受講 ・今年はスキルアップ講習を検討中。
<p>⑧ 市民向け認知症講習会の開催</p>	<p>本年11月19日に開催予定。「ほっとけない！認知症～認知症を正しく知ろう～」</p>
<p>⑨ 釧路地区障害老人を支える会（たんぼほの会・家族会）と交流、定例会の参加や協働</p>	<p>各推進員・市担当者が参加</p>
<p>⑩ SOSネットワークの充実</p>	<p>釧路市音別地区徘徊高齢者等捜索模擬訓練（H25年度～） 釧路市西部地区徘徊高齢者等捜索模擬訓練（H27年度～） 釧路市阿寒地区徘徊高齢者等捜索模擬訓練（H27年度～） 釧路市東部北地区徘徊高齢者等捜索模擬訓練（H28年度～）</p>

認知症地域支援推進員の配置（H24年度～）

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行うことが重要。

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を釧路市の7か所の地域包括支援センターに各1名配置し、当該推進員を中心として、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図ることとする。

※推進員は、介護予防プラン作成を担当せず、専任で業務を行う。

※毎月、市と共同で会議を開催、協議を行っている。

※地域のネットワークづくりを担う地域支援コーディネーター（生活支援コーディネーターとは別）の配置（H24年度～）釧路地区の推進員は、役割を兼務している。

認知症ケアパスの作成（平成26～27年度）

平成26年度

- 4月 作成についての意思統一、今後のスケジュールの確認
- 5月 国保・北海道後期高齢者医療広域連合・介護保険担当・老人クラブ、介護予防、福祉サービス担当者・社協担当者
者に情報提供の依頼
- 6月 気づきシート・社会資源整理シートの作成開始
- 9月 認知症ケアパスの作成に係る内容協議、業務分担
- 12月 第6期介護保険事業計画への反映

平成27年度

- 4月 内容最終確認・校正作業
- 5月 出来上がり・配付、活用方法について再確認
- 6月 民生委員正副会長（42名）への説明、配付
- 7月 新聞紙各社へ掲載依頼、広報紙へ掲載等で市民・関係者へ周知
- 8月 医師会、歯科医師会への説明後、各医療機関へ認知症地域支援
推進員が説明配付

認知症ケアパスの作成（一部抜粋）

認知症の人を支える社会資源の整理シート（地域の社会資源を認知症の生活機能障害ごとに整理する）

釧路市 総合 地区

＜介護保険事業計画をふまえた社会資源整備の考え方＞					
認知症の生活機能障害	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
	支援の内容	物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応などが1人では難しい	着替えや食事、トイレ等がうまくできない
介護予防・悪化予防	一次予防・二次予防、ふれあいいきいきサロン、老人クラブ、老人福祉センターの健康相談、保健師による健康相談、地域包括支援センターによる相談会、各種健診	二次予防、ふれあいいきいきサロン、老人クラブ、老人福祉センターの健康相談、保健師による健康相談、地域包括支援センターによる相談会、各種健診、通所介護、通所リハビリ、初期集中支援チーム	小規模多機能居宅介護、通所介護、通所リハビリ、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ、初期集中支援チーム	小規模多機能居宅介護、通所介護、通所リハビリ、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ、ショートステイ	小規模多機能居宅介護、通所介護、通所リハビリ、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ、ショートステイ
他者とのつながり支援	一次予防・二次予防、ふれあいいきいきサロン、老人クラブ、地域食堂、生きがい事業、自治会活動、コミュニティカフェ	二次予防、ふれあいいきいきサロン、老人クラブ、地域食堂、生きがい事業、自治会活動、小規模多機能居宅介護、通所介護、通所リハビリ、コミュニティカフェ	ふれあいいきいきサロン、老人クラブ、地域食堂、生きがい事業、自治会活動、小規模多機能居宅介護、通所介護、通所リハビリ、コミュニティカフェ	小規模多機能居宅介護、通所介護、通所リハビリ、訪問介護、訪問看護	小規模多機能居宅介護、通所介護、通所リハビリ、訪問介護、訪問看護
仕事・役割支援	ボランティア活動、シルバー人材センター、老人クラブ、NPO活動、サークル活動	ボランティア活動、シルバー人材センター、老人クラブ、NPO活動、サークル活動	小規模多機能居宅介護、通所介護、通所リハビリ、訪問介護、訪問看護	小規模多機能居宅介護、通所介護、通所リハビリ、訪問介護、訪問看護	小規模多機能居宅介護、通所介護、通所リハビリ、訪問介護、訪問看護
安否確認・見守り	高齢者地域安心ネットワーク、地域安心ネットワーク、緊急通報システム、食の自立支援事業、単身高齢者声かけ運動事業、民間配食サービス、ふれあい収集、民生委員、自治会、認知症サポーター	高齢者地域安心ネットワーク、地域安心ネットワーク、緊急通報システム、食の自立支援事業、単身高齢者声かけ運動事業、民間配食サービス、ふれあい収集、民生委員、自治会、SOSネットワーク、徘徊高齢者等早期発見システム事業、訪問介護、訪問看護、居宅介護支援事業所、認知症サポーター	高齢者地域安心ネットワーク、地域安心ネットワーク、緊急通報システム、食の自立支援事業、単身高齢者声かけ運動事業、民間配食サービス、ふれあい収集、民生委員、自治会、SOSネットワーク、徘徊高齢者等早期発見システム事業、訪問介護、訪問看護、居宅介護支援事業所、認知症サポーター	高齢者地域安心ネットワーク、地域安心ネットワーク、緊急通報システム、食の自立支援事業、単身高齢者声かけ運動事業、民間配食サービス、ふれあい収集、民生委員、自治会、SOSネットワーク、徘徊高齢者等早期発見システム事業、訪問介護、訪問看護、居宅介護支援事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症サポーター	高齢者地域安心ネットワーク、地域安心ネットワーク、緊急通報システム、民間配食サービス、ふれあい収集、民生委員、自治会、SOSネットワーク、徘徊高齢者等早期発見システム事業、訪問介護、訪問看護、居宅介護支援事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症サポーター

認知症ケアパスの作成（一部抜粋）

初期の方の支援は幅が広くて悩むな～

ここに当てはまる方は本当にこのサービスを利用できるの？

重度化すると支援も固定してしまうよね。

支える社会資源の整理シート（地域の社会資源を認知症の生活様式に合わせた社会資源整備の考え方）

釧路市 総合 地区

認知症の機能障害	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かのサポートが必要	常時介護が必要
支援の内容	物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	服薬管理ができていない、対応や訪問者の人では	着替えや食事、トイレ等がうまくできない
介護予防・悪化予防	一次予防・二次予防、ふれあいいきいきサロン、老人クラブ、老人福祉センターの健康相談、保健師による健康相談、地域包括支援センターによる相談会、各種健診	二次予防、ふれあいいきいきサロン、老人クラブ、老人福祉センターの健康相談、保健師による健康相談、地域包括支援センターによる相談会、各種健診、通所介護、通所リハビリ、初期集中支援チーム	小規模多機能居宅介護、通所介護、通所リハビリ、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ、初期集中支援チーム	小規模多機能居宅介護、通所介護、通所リハビリ、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ、ショートステイ
他者とのつながり支援	一次予防・二次予防、ふれあいいきいきサロン、老人クラブ、地域食堂、生きがい事業、自治会活動、コミュニティカフェ	二次予防、ふれあいいきいきサロン、老人クラブ、地域食堂、生きがい事業、自治会活動、小規模多機能居宅介護、通所介護、通所リハビリ、コミュニティカフェ	ふれあいいきいきサロン、老人クラブ、地域食堂、生きがい事業、自治会活動、小規模多機能居宅介護、通所介護、通所リハビリ、コミュニティカフェ	小規模多機能居宅介護、通所介護、通所リハビリ、訪問介護、訪問看護
仕事・役割支援	ボランティア活動、シルバー人材センター、老人クラブ、NPO活動、サークル活動	ボランティア活動、シルバー人材センター、老人クラブ、NPO活動、サークル活動	小規模多機能居宅介護、通所介護、通所リハビリ、訪問介護、訪問看護	小規模多機能居宅介護、通所介護、通所リハビリ、訪問介護、訪問看護
安否確認・見守り	高齢者地域安心ネットワーク、地域安心ネットワーク、緊急通報システム、食の自立支援事業、単身高齢者声かけ運動事業、日食サービス、ふれあい集、民生委員、自治会、SOSネットワーク、高齢者等早期発見システム、訪問看護、居宅介護支援事業	高齢者地域安心ネットワーク、地域安心ネットワーク、緊急通報システム、食の自立支援事業、単身高齢者声かけ運動事業、日食サービス、ふれあい集、民生委員、自治会、SOSネットワーク、高齢者等早期発見システム、訪問看護、居宅介護支援事業	高齢者地域安心ネットワーク、地域安心ネットワーク、緊急通報システム、食の自立支援事業、単身高齢者声かけ運動事業、日食サービス、ふれあい集、民生委員、自治会、SOSネットワーク、高齢者等早期発見システム、訪問看護、居宅介護支援事業	高齢者地域安心ネットワーク、地域安心ネットワーク、緊急通報システム、食の自立支援事業、単身高齢者声かけ運動事業、日食サービス、ふれあい集、民生委員、自治会、SOSネットワーク、高齢者等早期発見システム、訪問看護、居宅介護支援事業

全体の整合性はとれてる？

ご家族が見てわかりやすい記載が必要だね。

認知症ケアパス（一部抜粋）

★ 釧路市認知症ケアパス

～認知症になっても安心して暮らすために～



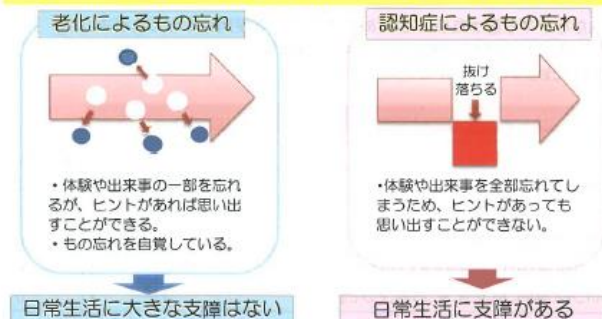
「認知症ケアパス」とは

「認知症ケアパス」とは、認知症を発症したときから、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に示すものです。認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにこの「認知症ケアパス」をご活用ください。

平成27年4月
釧路市

～ 認知症Q & A ～

①「老化によるもの忘れ」と「認知症によるもの忘れ」は違うの？



②認知症の症状ってどんなものがあるの？

認知症には、「中核症状」と「周辺症状」の2つの症状があります。「中核症状」は、脳の細胞が壊れることによって起こる症状で、認知症本来の症状です。「周辺症状」は、中核症状をもとに本人の性格や環境、人間関係など様々な要因が関係して引き起こされる症状です。



認知症ケアパス（一部抜粋）

認知症の方の暮らしに役立つ情報

釧路市権利擁護成年後見センター

- ◆地域で身近な成年後見制度の相談窓口として、制度の説明や申立手続きの支援、後見活動の相談に応じます。
- ◆市民後見人の養成と活動の支援を行います。
- ◆多くの人たちに制度への理解や協力を得るため、PR活動や養成講座等の学習会、また市民後見人や支援者等のスキルアップ講座や連絡会を開催します。

【住 所】〒085-0011 釧路市旭町12番3号 釧路市総合福祉センター3階
【電 話】0154-24-1201
【時 間】月～金曜日 9:00～17:00
(土・日・祝日および年末年始はお休みとなります。)

成年後見制度とはどんな制度？

- ◆成年後見制度は、判断能力の不十分な成年人（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）の身体や財産などに対する権利が侵害されないように、成年後見人等が財産の管理や処分などの法律行為や福祉サービスの利用契約などを行い、保護・支援するための制度です。制度は、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。
- ◆「法定後見制度」は、日常生活や財産の管理などについての判断能力が不十分になってしまったときに、家族などや市町村長が家庭裁判所に法定後見の開始を申立て、家庭裁判所が後見人等を選任する制度で、選任された後見人等は財産の管理や保護、福祉サービスの利用契約などの支援を行います。法定後見制度は、後見、保佐、補助の3つの類型があり、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選ぶことができます。なお、申立ては、原則として本人の居住地の家庭裁判所に行います。
- ◆「任意後見制度」は、日常生活や財産の管理が不自由になった場合に備え、あらかじめ自分が選んだ後見人（任意後見人）との間で、公証人が作成する公正証書によって契約（任意後見契約）を結んでおく制度です。なお、本人の判断能力が不十分になり、家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、契約の効力が生じることになりますので、家庭裁判所にその選任の申立てを行う必要があります。

釧路市消費生活相談室

悪質商法による被害や商品事故の苦情などの消費生活に関する相談に応じ、相談内容により問題解決のための助言や各種情報の提供を行っています。

【住 所】〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所2階
【電 話】0154-24-3000
【時 間】月～金曜日 9:00～16:30
(土・日・祝日および年末年始はお休みとなります。)

【受付方法】来所による面談、電話。(E-mailでのご相談はお受けしていません。)

SOSネットワーク

SOSネットワークは、釧路警察署、釧路市、地域包括支援センター、家族の会等が協力し、所在不明高齢者等を速やかに発見・保護し、その後の生活に必要なサービスを提供するネットワークです。

【仕組み】

- 連絡** ・高齢者等がいなくなった時、家族は釧路警察署生活安全課に電話で連絡します。
- 協力の要請** ・連絡を受けた警察署では、パトロールカーや地域の交番の警察官が本人の行きそうな場所を探索するとともに、各機関に協力を要請します。
- 発見後** ・保護された時点で、警察は捜索の解除をし、その旨を捜索に協力した各機関へ連絡します。保護された方が元気な場合は家族の元へ戻し、その後の支援を必要に応じて関係機関が協力しサポートします。

時間が経つほど行動範囲が広くなり、探しづらくなってしまいます。高齢者の行方が分からなくなった場合は、すぐに釧路警察署生活安全課へ電話で連絡してください。

【釧路警察署生活安全課】0154-23-0110 (内線261・262)
(夜間・土・日・祝日は、110番へ)

家族介護者の会

高齢者や認知症の方などを介護されているご家族が集まり、お互いに介護に関する体験談や情報の交換を行う会です。釧路市には2つの会があります。

- ◆釧路地区障害老人を支える会（たんぼほの会）
【会 長】佐々木 幸子 【電 話】0154-42-2688
- ◆阿寒町おひさまの会
【会 長】菅原 昌子 【電 話】0154-66-3376

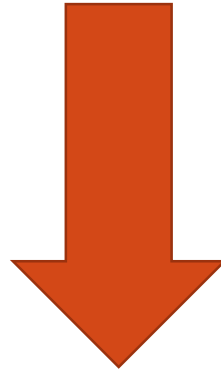
認知症ケアパス (一部抜粋)

川路市内における社会資源						
誰かの見守りがあれば日常生活は自立						
支援の内容における「介護予防・悪化防止」「他者とのつながり支援」「仕事・役割」については、ご本人の状態に合わせた対応が望ましいため、お近くの地域包括支援センターにご相談をお願いいたします。						
支援の内容	社会資源	窓口・問合せ先	電話番号			
安否確認・見守り	高齢者地域安心ネットワーク 地域安心ネットワーク 川路市SOSネットワーク 高齢者通報システム・単身高齢者声かけ活動 食の自立支援事業（配食サービス） 徘徊高齢者等早期発見システム事業 ふれあい収集（こみ出し支援） 配食サービス（民間）	お近くの地域包括支援センター 川路福祉課 川路市SOSネットワーク 高齢者支援 生活安全課 市介護高齢課 市環境事業課 お近くの地域包括支援センターまたは担当介護支援専門員 川路市連合町内会 川路市民生委員児童委員協議会	31-4539 24-4146 23-2101 24-2468			
	生活支援	食の自立支援事業（配食サービス） 単身高齢者等居宅等事業 軽度生活援助事業 ふれあい収集（こみ出し支援） 配食サービス（民間）・買い物宅配サービス 移動販売・民間福祉輸送・介護タクシー 通所介護・通所リハビリ 訪問介護・訪問看護・訪問リハビリ 小規模多機能居宅介護 残年後見制度 日常生活自立支援事業（金銭管理等）	市介護高齢課 市介護高齢課 市環境事業課 お近くの地域包括支援センター お近くの地域包括支援センターまたは担当介護支援専門員 川路市福利介護成年後見センター 川路市社会福祉協議会	23-5185 24-4146 24-1201 24-1565		
		身体介護	通所介護・通所リハビリ 訪問介護・訪問看護・訪問リハビリ 小規模多機能居宅介護 短期入所（ショートステイ） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護・複合型サービス	お近くの地域包括支援センターまたは担当介護支援専門員 お近くの地域包括支援センターまたは担当介護支援専門員		
			医療	かかりつけ医 認知症疾患医療センター もの忘れ外来 訪問診療（医師・歯科医師） 居宅療養管理指導	各かかりつけの病院・医院へ 川路星が浦病院 ケアパス 3ページ参照 各医療機関へ 各医療機関・事業所へ	64-6820
				家族支援	地域包括支援センター・認知症地域支援推進員 居宅介護支援事業所 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型グループホーム 認知症介護者の会 認知症サポートチーム養成講座 家族介護教室・家族介護者交流事業 認知症高齢者家族サポート支援事業 ふれあい相談 民生委員 医療機関相談窓口 人権相談 消費者生活相談	お近くの地域包括支援センター お近くの地域包括支援センターまたは担当介護支援専門員 川路地区介護者会を支える会 市介護高齢課 川路市社会福祉協議会 川路市民生委員児童委員協議会 各医療機関窓口へ 法務省（みんなの人間110番） 川路市消費生活相談室
緊急時支援					精神科診療病院 短期泊泊事業 小規模多機能型居宅介護 短期入所（ショートステイ） 安心パトロン	医療機関（精神科） 市介護高齢課 お近くの地域包括支援センターまたは担当介護支援専門員 川路市社会福祉協議会
	住まい・サービス付き高齢者住宅等				住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅 高齢者対応型住宅（私設）・ケアハウス 高齢者対応型住宅（公設） 生活支援ハウス・養老老人ホーム	お近くの地域包括支援センター 川路市住宅公社 市介護高齢課
		介護老人福祉施設等居宅サービス			老人保健施設・認知症対応型グループホーム 介護付き有料老人ホーム	お近くの地域包括支援センターまたは担当介護支援専門員

川路市内における社会資源						
日常生活に手助け・介護が必要						
支援の内容における「介護予防・悪化防止」「他者とのつながり支援」「仕事・役割」については、ご本人の状態に合わせた対応が望ましいため、お近くの地域包括支援センターにご相談をお願いいたします。						
支援の内容	社会資源	窓口・問合せ先	電話番号			
安否確認・見守り	高齢者地域安心ネットワーク 地域安心ネットワーク 川路市SOSネットワーク 高齢者通報システム・単身高齢者声かけ活動 食の自立支援事業（配食サービス） 徘徊高齢者等早期発見システム事業 ふれあい収集（こみ出し支援） 配食サービス（民間）	お近くの地域包括支援センター 川路福祉課 川路市SOSネットワーク 高齢者支援 生活安全課 市介護高齢課 市環境事業課 お近くの地域包括支援センターまたは担当介護支援専門員 川路市連合町内会 川路市民生委員児童委員協議会	31-4539 23-2101 24-2468			
	生活支援	食の自立支援事業（配食サービス） 単身高齢者等居宅等事業 軽度生活援助事業 ふれあい収集（こみ出し支援） 配食サービス（民間）・買い物宅配サービス 移動販売・民間福祉輸送・介護タクシー 通所介護・通所リハビリ 訪問介護・訪問看護・訪問リハビリ 小規模多機能居宅介護 残年後見制度 日常生活自立支援事業（金銭管理等）	市介護高齢課 市介護高齢課 市環境事業課 お近くの地域包括支援センター お近くの地域包括支援センターまたは担当介護支援専門員 川路市福利介護成年後見センター 川路市社会福祉協議会	23-5185 24-4146 24-1201 24-1565		
		身体介護	通所介護・通所リハビリ 訪問介護・訪問看護・訪問リハビリ 小規模多機能居宅介護 短期入所（ショートステイ） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護・複合型サービス	お近くの地域包括支援センターまたは担当介護支援専門員 お近くの地域包括支援センターまたは担当介護支援専門員		
			医療	かかりつけ医 認知症疾患医療センター もの忘れ外来 訪問診療（医師・歯科医師） 居宅療養管理指導	各かかりつけの病院・医院へ 川路星が浦病院 ケアパス 3ページ参照 各医療機関へ 各医療機関・事業所へ	64-6820
				家族支援	地域包括支援センター・認知症地域支援推進員 居宅介護支援事業所 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型グループホーム 認知症介護者の会 認知症サポートチーム養成講座 家族介護教室・家族介護者交流事業 認知症高齢者家族サポート支援事業 ふれあい相談 民生委員 医療機関相談窓口 人権相談 消費者生活相談	お近くの地域包括支援センター お近くの地域包括支援センターまたは担当介護支援専門員 川路地区介護者会を支える会 市介護高齢課 川路市社会福祉協議会 川路市民生委員児童委員協議会 各医療機関窓口へ 法務省（みんなの人間110番） 川路市消費生活相談室
緊急時支援					精神科診療病院 短期泊泊事業 小規模多機能型居宅介護 短期入所（ショートステイ） 安心パトロン	医療機関（精神科） 市介護高齢課 お近くの地域包括支援センターまたは担当介護支援専門員 川路市社会福祉協議会
	住まい・サービス付き高齢者住宅等				住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅 高齢者対応型住宅（私設）・ケアハウス 高齢者対応型住宅（公設） 生活支援ハウス・養老老人ホーム	お近くの地域包括支援センター 川路市住宅公社 市介護高齢課
		介護老人福祉施設等居宅サービス			老人保健施設・認知症対応型グループホーム 介護付き有料老人ホーム	お近くの地域包括支援センターまたは担当介護支援専門員

認知症ケアパス・・・

ケアパス完成！ さあ配布しよう！



なんかちょっと違和感が・・・

認知症ケアパス・・・

内容量の多いケアパスができあがったため、
広く一般的に配布するためのものとは言い
がたくなってしまった・・・

(支援者向けのもの)



改めて、認知症を広く普及、啓発するた
めに概要版の作成を即決。プロジェクト
チームを立ち上げ、内容の精査を行う。

認知症ケアパス

標準的な認知症ケアパスとは、認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的に決めておくものである。

(認知症ケアパス作成のための手引きより)

認知症ケアパス（概要版）

◆ 主な認知症の特徴 ◆

病名	アルツハイマー型認知症	レビー小体型認知症	脳血管性認知症	前頭葉性認知症
認知機能障害(もの忘れ)	記憶障害(過去・近頃)	記憶障害(過去・近頃)	認知機能障害(まだら認知)	実行機能を失う
運動	認知の変動	認知の変動	手足のしびれ・麻痺	異常な食行動の行動
とろつき	初期・中期	初期・中期	認知のコントロールがうまくいかない など	異常な食行動の行動
実行機能障害(予定や場所がわからない) など	パーキンソン症状	パーキンソン症状	社会的行動(巧言)	異常な食行動の行動

こちらは【概要版】です。左記のように、詳しく説明が記載されている【冊子版】がありますので、お近くの地域包括支援センターまでお問い合わせください。また、釧路市ホームページよりダウンロードも可能です。

こんなときはご相談ください

- ◆ 疑（心配者）が認知症かもしれない
- ◆ 消費生活相談にあつているかも・・・
- ◆ 介護の管理が難しくなってきた・・・
- ◆ その他、認知症関連のご相談

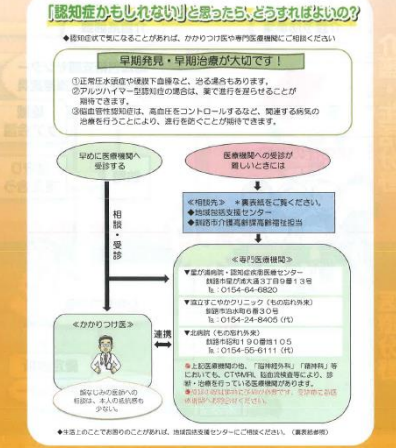
相談窓口	電話番号	所在地
釧路市西部地域包括支援センター	(0154)55-2666	釧路市南町190番地4462 若狭くしろ内
釧路市中部北地域包括支援センター	(0154)36-1233	釧路市文原1丁目892番2号 ふみそ東館ビル1F(1F)
釧路市中部南地域包括支援センター	(0154)24-1102	釧路市川内町1番43号 ケアコートひまわり内
釧路市東部北地域包括支援センター	(0154)42-0900	釧路市東1丁目10番49号
釧路市東部南地域包括支援センター	(0154)42-8222	釧路市東1丁目10番15号 東洋ビル東1次支センター内
釧路市阿寒地域包括支援センター	(0154)66-1234	釧路市阿寒町中央1丁目4番1号 阿寒町行政センター内
釧路市釧路地域包括支援センター	(0154)79-5252	釧路市若狭町中環2丁目19番地1号 若狭町福祉保健センターほほはみ内
釧路市福祉部 介護高齢課 高齢相談担当	(0154)23-5185	釧路市東金町7丁目9番地

発行元 釧路市 釧路市7地域包括支援センター・認知症地域支援推進員
編集責任者

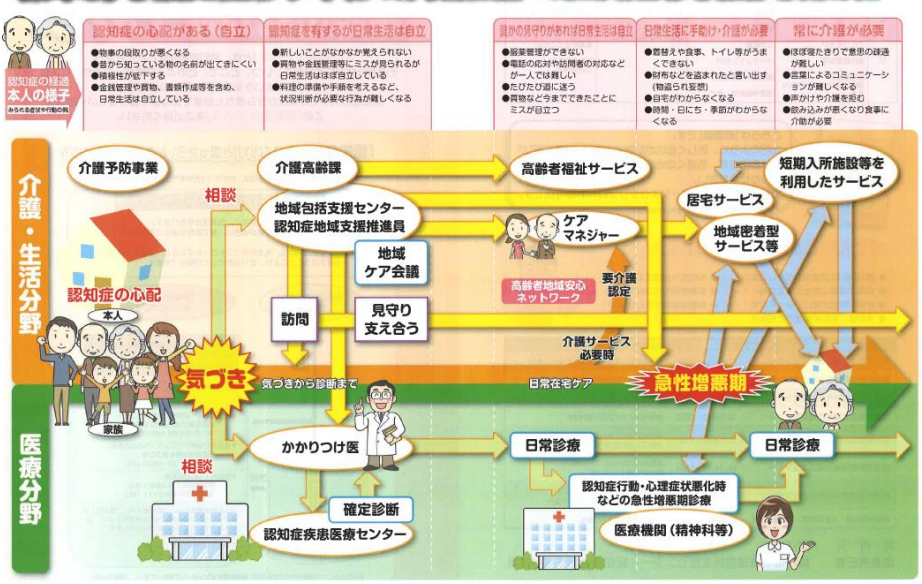
概要版

釧路市認知症ケアパス

「認知症ケアパス」とは、認知症を発症したときから、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に示すものです。認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすためにこの「認知症ケアパス」をご活用ください。



標準的な認知症ケアパスの概念図～地域で暮らし続けるために～



認知症ケアパス

認知症に関わる新たな仕組みをこれから作っていかうというわけではありません。

それぞれの地域において、すでに医療、介護、福祉の現場やボランティア、地域住民、民生委員等が、様々な事業、取り組みを通じて認知症の人の生活を支えています。

認知症ケアパスの策定において自治体/介護保険者に求められているのは、これまで地域で培われてきた「認知症の人を支える取り組み」を整理し、認知症の人やご家族、地域住民に対して、認知症の生活機能障害に応じて体系的に紹介すると同時に、それぞれの役割をわかりやすく示し、今後ますます増加すると見込まれる認知症の人を、地域でいかに支えていくかを明示することです。

(認知症ケアパス作成のための手引きより)

認知症地域支援推進員として

自分たちの暮らす町がどのような形になってほしいか、高齢者や私たちが安心して住み続けることを常に念頭に置く

一緒に考え、形にしていく！

認知症ケアパス（概要版）

ちなみに・・・

できあがったケアパス概要版は、認知症サポーター養成講座や、地域での講話、民生委員、町内会での会合他、様々な人が集まる場所で配布。そこで時間をもらい、推進員の活動紹介を交えて話をし、関係を作る。

たとえば～

認知症サポーター養成講座

- 釧路方面本部釧路警察署での研修の様子



道警釧本と釧路署は22日、認知症サポーター養成講座を同署で開いた。犯罪被害や行方不明事案、運転免許の更新などで警察職員が認知症の人と接する機会が増えているため、道警全体で理解を深める取り組みを進めており、約50人が受講した。

釧路市福祉部介護高齢課の速水陽主査が講師を務めた。団塊の世代が後期高齢者になる2025年ごろが大きなヤマになるとして、

認知症の知識 警察でも 釧路署でサポーター養成講座

「高齢者に何かあったとき、頼りにされるのは警察と重要性を強調した。重要性和強調した。重要性和強調した。重要性和強調した。」

「急がせない」「自尊心を傷つけない」の3点を挙げ、「認知症の物忘れは風邪のせきや鼻水と同じく、指摘されて止まるものではない。相手の言葉に耳を傾けて、ゆっくりと対応してほしい」と呼び掛けた。

(安房翼)



認知症についての話を熱心に聞く警察職員

在宅サービス従事者のための認知症研修

- 従事者向け研修の様子

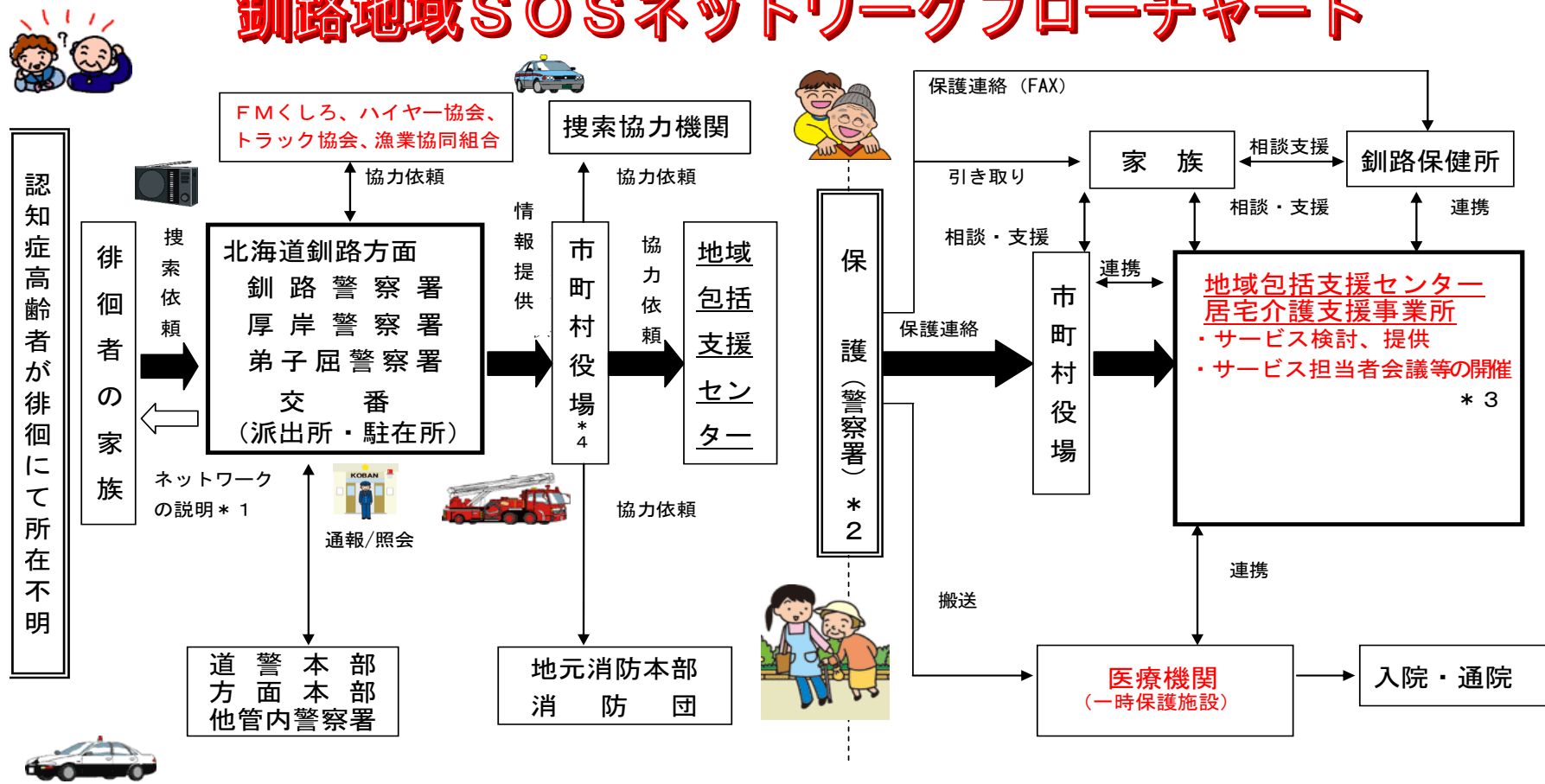


- 受講カード



SOSネットワークの充実

釧路地域SOSネットワークフローチャート



- * 1 北海道個人情報保護条例第8条（3）に基づき、認知症・高齢者の情報は全て警察から市町村に情報提供すること。
- * 2 捜索協力機関がSOSネットワーク捜索対象者を保護した場合、警察へ連絡する。
- * 3 保護後、利用者に対しての支援は関係機関の協力のもと実施する。
- * 4 釧路市音別町・釧路市阿寒町は、釧路市を通さず直接行政センターに情報提供を行う。

釧路地域SOSネットワーク連絡会議
更新日：平成26年7月1日

SOSネットワークの充実（検索関連）



徘徊高齢者等搜索模擬訓練

- 目的：
- SOSネットワークシステムの普及・啓発
 - 認知症の正しい理解の浸透
 - 官民協働の基、**住民参加型**の見守りや搜索体制の強化等
 - **地域全体**で「徘徊高齢者等の命を守る」支援体制の構築

協力：釧路市連合町内会、釧路市昭和地区連合町内会、昭和中央町内会、釧路市民生委員児童委員協議会、昭和地区民生委員児童委員協議会、釧路市老人クラブ連合会、昭和地区老人クラブ連合会、老人クラブ昭和むつみ会、釧路市社会福祉協議会、釧路警察署、釧路市消防本部、認知症疾患医療センター（星が浦病院）、釧路地区障害老人を支える会（たんぽぽの会）

徘徊高齢者等搜索模擬訓練

- 内容： ①認知症の理解・SOSネットワークの説明等 屋内
②搜索依頼時の通報・声かけの実際
（屋内で寸劇・ロールプレイ等）
③搜索の実際（屋外で搜索訓練）
④振り返り（屋内で意見交換、アンケート等）

日程：

8:45	9:00		10:45	12:00	12:30	
	開 会	基 礎 学 習	通 報 訓 練	搜 索 訓 練	振 り 返 り	閉 会

徘徊高齢者等搜索模擬訓練



徘徊高齢者等搜索模擬訓練



おまけ：その壱

◆ 釧路の魅力



おまけ：その弐

◆釧路のグルメ



ご清聴ありがとうございました

これからも一緒に頑張りましょう!



世界三大夕日のまち